

茅ヶ崎市景観まちづくり審議会委員の公募案内

審議会等の名称	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会
審議事項	茅ヶ崎市景観条例及び茅ヶ崎市屋外広告物条例により付与された権限に属する事務及び良好な景観の形成を推進するための事項についての調査・審議・答申
申し込み資格	次の条件をすべて満たす方 (1) 市内在住・在勤・在学者の方 (2) 茅ヶ崎市の他の審議会等の委員（市民委員に限る。）でない方 (3) 茅ヶ崎市議会の議員、茅ヶ崎市の職員（特別職の職員であって非常勤のものを除く）でない方
募集人員	1 名
任期	令和 9 年 1 月から 2 年間
活動回数	年 3 回程度
活動日時	平日 2、3 時間程度
活動場所	市役所会議室等
報酬または報償	日額 10,000 円
応募方法	e-kanagawa 電子申請システムによる応募、又は、次のいずれかの方法で、別添「茅ヶ崎市景観まちづくり審議会委員応募用紙」（合計 3 枚）を景観みどり課へ提出。（注）応募用紙の返却はいたしません。 ・ 窓口へ持参（茅ヶ崎市役所本庁舎 3 階 景観みどり課） ・ 郵送（締切必着）〒253 - 8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市景観みどり課 ・ 電子メール keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp ・ ファックス 0467（57）8377 ※ e-kanagawa 電子申請システムによる応募はこちら→ 
設問内容	設問 1：応募の動機・自己アピール 設問 2：茅ヶ崎の景観について
募集期間	令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）から 11 月 2 日（月曜日）
選考方法	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会委員選考会議による書類審査
結果通知時期	11 月後半ごろ
応募用紙の配布場所	景観みどり課（茅ヶ崎市役所本庁舎 3 階）、市政情報コーナー（茅ヶ崎市役所本庁舎 1 階）、小出支所、各出張所（辻堂駅前、ハマミーナ、香川駅前）、博物館、公民館（小和田、鶴嶺、松林、南湖、香川）、青少年会館、体験学習センター、図書館、茅ヶ崎市民活動サポートセンター、各コミュニティセンター、保健所、市立病院 ※市ホームページからダウンロードも可能
その他	・ 会議等の開催時に乳幼児等の一時預かりを希望する方、手話通訳や介助等のボランティアの派遣を希望する方は、応募用紙の特記事項欄にその旨を記入してください。 ・ 選考の結果、公募委員にご応募いただいた方のどなたにも会議の委員をお願いしない場合があります。
担当課	都市部 景観みどり課 景観担当 電話0467-81-7182（直通）